

承継者欠格条項確認書

年 月 日

京都府 保健所長 様

営業者の地位を承継する者
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

印

食品衛生法施行規則 (第 68 条・第 69 条・第 70 条) の規定により、承継届出書を提出するに当たり、食品衛生法第 52 条第 2 項に規定する下記の事項には該当しません。

記

- (1) 食品衛生法又は食品衛生法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しないこと。
- (2) 食品衛生法第 54 条から第 56 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しないこと。

(参考) 食品衛生法

第 52 条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

② 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

二 第 54 条から第 56 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるもの